

資 金 の 概 要

経 営 者 保 証 免 除 促 進 資 金

目 的	経営者保証の提供を希望しない際に生じる「保証料の上乗せ分」の負担を軽減し、中小企業者の思い切った事業展開を促進する。	
融資対象	<p>信用保証料率の引上げにより経営者保証を提供しないことを希望しており、かつ、次のいずれにも該当する法人である中小企業者（※）</p> <p>※法人設立後「最初の事業年度の決算」がない場合は1、2及び3を「翌年度の決算」がない場合は1を問わない</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 次の両方又はいずれかに該当 <ol style="list-style-type: none"> ①直近の決算において債務超過ではない ②直近2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字でない 2 過去2年間、決算書等を金融機関の求めに応じて提出している 3 直近の決算書において代表者への貸付金等がなく、かつ、代表者への役員報酬等が社会通念上相当と認められる額を超えていない 4 上記2及び3について継続的に充足することを誓約する書面を金融機関に提出している 	
融資条件		
資金用途	運転資金・設備資金	
融資限度額	8,000万円 ※セーフティネット保証4号・5号対象者は別に8,000万円	
融資期間	10年（うち据置1年）以内	
融資利率	5年以内 年1.8%（責任共有制度対象外：年1.6%） 5年超 年1.9%（責任共有制度対象外：年1.7%）	
保証料率	<p><通常分> 年0.34～1.76%</p> <p><上乗せ分（※通常分に上乗せ）> 融資対象①、②の両方を満たす場合：年0.25% ⇒ 保証料補助により年0.15%に軽減 どちらか一方のみを満たす場合：年0.45% ⇒ 保証料補助により年0.35%に軽減</p>	
保証人	不要	
担保	不要	